

蟹江町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

蟹江町教育委員会

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

蟹江町は、子どもたちが知性と感性を育み、心身ともに健康で人間性豊かに成長し、互いの人格を尊重するとともに、社会の一員としての自覚をもって地域にかかわる人間に育つことをめざしている。このような教育目標を実現するためには、町内の学校に勤務する教育職員の力が必要であるのは無論であるが、各学校における働き方改革を進めることは、子どもたちと触れ合う時間を確保し、教員としての質の向上や授業力の向上を図るために必要なことと考えられる。

(2) 本町の現状

蟹江町では、年度当初に在校等時間の上限を大幅に超える教育職員が多かったことから、令和6年度より4月の始業式後10日あまりを全学年において5時間で下校することとし、年度当初の事務作業時間の確保に努めてきた。また、以前より平日の中学校部活動終了時刻を勤務時間に合わせることを実施してきた。

こうした取組の結果、蟹江町における教育職員の時間外在校時間の状況は以下のとおりであった。

【令和5・6年度の時間外在校時間の状況及び年休取得日数】

		月平均時間外 在校時間	月 45 時間 以上の割合	月 80 時間 以上の割合	年休取得 日数
小学校	令和5年度	34.1時間	32.2%	3.0%	18.0日
	令和6年度	33.6時間	35.8%	2.9%	16.7日
中学校	令和5年度	43.0時間	45.4%	8.8%	14.3日
	令和6年度	42.2時間	45.2%	9.0%	12.6日

校務分掌上の仕事や学年学級事務作業時間が多いと思われる。また、中学校においては、部活動に係る時間の負担が大きくなっている。また、トラブル事案への対応に多くの時間を割くことがある。中にはカスタマーハラスメント事案と思われるトラブル事案もあり、カスハラ防止対策に向けての取組も必要となってくる。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおりとする。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・1カ月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする
- ・1年間における1カ月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする

(2) ワークライフバランスや働きがい等に関する目標 【 】内は令和6年度の数値

- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を7%以内にする【13.9%】
- ・自分の仕事に誇りを感じている者の割合を90%以上にする【89.2%】

3 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

蟹江町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

① 学校以外が担うべき業務

- ・ 通学路における日常的な見守り活動等
○小見守隊やボランティアグループによる付き添い下校など、地域住民による見守り活動を引き続き推進していく。
- ・ 学校教育活動以外での、児童生徒と地域とのトラブル等
補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて、各店舗等と認識を共有していく。
地域等における児童生徒の迷惑行動については、まずは警察署に連絡いただき対応していただく認識を共有していく。
(学校に第一報が入った場合は、ていねいな対応を心がけると同時に、警察署へ連絡をいただきたいことを説明する。)
- ・ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応
首長部局によるカスタマーハラスメントに対する規則が制定され次第、教育委員会部局においても、規則を作成して教育職員がそれに基づいて対応できるように周知していく。
また、首長部局の規則が施行され次第、保護者等から過剰な苦情や要求等で、学校が対応困難に陥った場合は、弁護士等の専門家を活用できる体制を構築する。それまでは、教育部教育課主幹が関わり、当該苦情等に対応していく。
- ・ 放課後から夜間における見回りについては、学校における自主的な見回りは、原則行わないこととする。

② 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ・ 調査・統計等への回答

学校への依頼を減らすことはもちろんであるが、校務支援システムやデジタル技術を活用して調査の回答に係る事務負担を軽減する。また、回答にあたっては教育職員の専門性に深くかかわるもの除き、事務職員が中心となって取り組むこととする。

また、学校事務体制の強化のため、蟹江町学校事務共同実施体制をさらに進め、共同して進めることができる事務作業の効率化を図る。

- ・ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理
機器の入れ替え等のタイミングで、保守点検までを見込んでの契約更新を進めており、教育職員や事務職員の負担を軽減するように推進している。
- ・ 学校プールや体育館等の施設・設備
令和6年度より全小学校5校の水泳指導を町内業者へ外部委託した。中学校についても、今後どうしていくかを検討していく予定である。体育館などの学校施設開放については、生涯学習課が中心となって管理業務を行っていく。
- ・ 校舎の開錠・施錠
蟹江町会計年度職員の学校用務員が、午前7時30分の勤務開始であり、開錠業務が職務内容として入っている。施錠業務については、退校時刻が一定でなく各学校に任せの方が効率がよいと思われるので、当分の間は当該学校教育職員にお願いをする。
- ・ 校内清掃
広範囲でやりきれない除草作業や危険を伴う場所の窓ふき業務などについては、学校裁量で利用可能な予算の割り当てにより外部委託を実施していく。また、様々なボランティア活動を通して、実施していくことも考えられる。
- ・ 部活動
令和9年9月からは、原則、休日の全ての部活動において地域展開の実現を目指している。ただし、あくまでも休日の練習活動についてであり、練習試合や公式大会などの引率は、今後の検討課題である。
平日の部活動については、勤務時間内で終了することを原則としている。

③ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- ・ 授業準備・学校評価や成績処理
蟹江町の会計年度職員として各学校に配置されているスクールサポーターがいる。個別の児童生徒支援を主な業務としているが、その職務内容に授業支援補助等を明記して、教師の負担軽減を図る。また、授業準備や採点業務を補助する教育業務支援員（障がい者）の配置を障がい者就業・生活支援センターと連携し拡充していく。
自動採点技術は、希望のある学校に導入しているが、今後の要望をみながら検討をしていく。また、学習用端末にある学習機能を活用して、ドリル学習を個人で行わせ、教師の点検作業業務の負担軽減を図る。
- ・ 学校行事の準備・運営
学校行事における駐車場整理は、教育職員やPTA役員が行うのではなく、外部機関への委託を行う。
- ・ 支援が必要な児童生徒への対応
スクールカウンセラーの生徒指導及び教育相談に関する校内会議への参加をめざし、スクールソーシャルワーカーについては、校内会議及びケース会議に参加して、専門的な知見を活用しつつ、外部機関との連携や協働した支援体制を構築する。
教育委員会において、幼保小の連携の場を年3回は実施することで、連携・協働して適切な役割分担のもと、個別支援を行うことができる体制を構築する。
医療的ケア児童生徒については、医療的ケア看護職員、特別支援学級担任、教育課

職員の懇談会を年2回以上は開催し、保護者の意向を含めた支援体制の構築をする。

- ・ 現在、会計年度職員として養護教諭を1名基幹校に配置し、町内7校の養護教諭業務の負担軽減（事務作業、宿泊行事の際の応援など）を行っているが、中学校区に1名ずつ配置できるように拡充をする。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・ 年度当初の時間割について、1週間程度を5時間授業として、児童生徒を一斉下校させて、6時間目から年度当初の事務作業時間を確保して負担軽減している。今後、年度末においても、同様に5時間授業として6時間目を年度末の事務作業時間として負担軽減を図るよう見直す。
- ・ 校内において授業研究を行い、授業反省会を行う場合、当日の1時間あたりの時間を5分短縮して、30分程度の時間を生み出し、その時間において授業反省会を実施することを推進する。
- ・ ICTを活用した会議のペーパーレス化やデータ化を推進し、生成AIによる事務作業の自動化・効率化、校務支援システムやメール機能等を活用して、効率的な職務遂行を推進する。
- ・ 令和10年度（2028年度）までに、全校に電話機の録音機能及び勤務時間外の音声対応機能や留守番電話機能を検討する。

(3) 教育職員の健康及び福祉

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員のうち、希望する者には、医師による面接指導を実施する。
- ・ 11時間を目安とする勤務間インターバル（終業時間より始業時間まで）の確保に取り組む。
- ・ ストレスチェックの実施率100%をめざし、実施後の集団分析及び結果等を活用して職場改善を図っていく。
- ・ 年次休暇の年間取得については、12日以上を取得を推進すると同時に、まとまった日数連続して取得できることを各学校に対して促進する。
- ・ 学校における定時退校日を週1日は設定するように推進する。
- ・ 勤務時間の割り振り変更を行うことを推進する。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・ 取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校時間の状況を把握し、毎年度、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題がみられるときは、当該学校に対して聞き取りや指導等を実施する。特に、改善可能な内容が課

題となっている場合には、速やかに改善されるように個別の支援・指導を実施する。

- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、毎年度の重点努力目標を作成させ、働き方改革に向けた取組を実施する。
- 校長による支援・指導があるにも関わらず在校時間の多い教育職員については、教育課職員による聞き取り調査を実施し、改善方法について検討して改善に取り組む。
- 保護者をはじめ地域住民の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や町内会等に対して、本町における「業務3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。